

令和5年度 一般入学志願者心得

石川県立金沢伏見高等学校

〒921-8044 石川県金沢市米泉町5丁目85番地

電話 (076) 242-6175

FAX (076) 242-7458

1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

普通科 第1学年 280名

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、一人1校1学科（コース）に限り出願することができるものとする。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。なお、貼付する写真は、3箇月以内に撮影したものを使用し（縦4cm×横3cm）、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。
- (3) 入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。なお、郵送による出願を希望する者は簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒（84円分の切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの出願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に石川県教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して、先に入学願書を提出した高等学校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

令和5年2月15日（水）から2月20日（月）まで

ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、出願の特例措置については、11の(2)を参照すること。

(2) 志願者数公表

令和5年2月20日（月）午後3時30分、本校玄関前に志願者数を掲示する。

(3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

令和5年2月24日（金）から2月28日（火）まで

ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

(4) 確定志願者数公表

令和5年2月28日（火）午後3時30分、本校玄関前に志願者数を掲示する。

6 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。なお、自己申告書は、志願者本人が記入し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載する。

7 学力検査等

(1) 実施期日 令和5年3月7日（火）及び8日（水）

(2) 実施場所 本校

(3) 実施教科と配点

学力検査は、1日目に国語、理科及び外国語（英語（「聞くことの検査」を含む。））の3教科、2日目に社会及び数学の2教科を次の日程により実施する。なお、学力検査当日は、両日とも午前8時30分までに登校すること。

令和5年3月7日（火）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語
令和5年3月8日（水）	9:00～9:50	10:10～11:00	
	社会	数学	

*各教科100点満点

*災害等で日程が変更される場合は、本校のホームページに掲載する。

(4) 検査当日の携帯品

ア 受検票、筆記用具、上履き、下足入れの袋、マスク（予備を含む）を持参すること。

イ 検査場には時計がないので、時計を持参してもよい。ただし、電卓や辞書機能等を備えた時計の検査場への持ち込みは禁止する。また、検査時間中のアラームの使用を禁止する。なお、時計の貸し出しはしない。

ウ 携帯電話等の通信機能を備えた機器は、電源を切り、鞆等の中に入れ、検査室外の指定された場所に置くこと。

エ 検査会場内では常にマスクを正しく着用すること。

(5) 換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、重ね着など各自で防寒対策をすること。

(6) 検査会場の下見は実施しない。

(7) 検査当日は、周辺道路の混雑が予想されるので、自家用車での来校は控えること。

8 合格者の発表

令和5年3月15日（水）正午、本校玄関前において合格者の受検番号を掲示する。なお、本人には通知しない。また、電話による問い合わせには応じない。

9 合格者の予備入学

令和5年3月20日（月）午後、本校において行う。詳細については、学力検査2日目に文書で案内する。

10 県外からの出願

(1) 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、令和5年1月5日（木）以降に石川県教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて入学願書受付期間内に、志願先高等学校へ出願手続を終えなければならない。なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

(2) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して石川県教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて本校へ出願することができるものとする。その出願期間は、令和5年2月24日（金）から2月28日（火）午後3時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

11 学力検査等において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続

学力検査において特別な配慮を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査等に関する特別配慮事項申請書により中学校長を経由して本校学校長に申請するものとする。